

判決年月日	平成24年5月31日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成24年（行ケ）10019号		
<p>○「アールシータバーン」との商標登録は、「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」に関して行われたものとは認められず、商標法3条1項柱書に違反するとして、無効不成立審決が取り消された事例。</p>			

(関連条文) 商標法3条1項柱書

原告は、被告が商標権者である「アールシータバーン」との商標（本件商標）について、商標法3条1項柱書、4条1項7号、10号、19号に違反して登録されたものであると主張して、無効審判請求をしたが、特許庁は、無効不成立審決をした。本件は、原告が、同審決の取消しを求めた事案である。

本判決は、下記のとおり判示し、本件商標登録は、商標法3条1項柱書に違反するとして、無効不成立審決を取り消した。

すなわち、①原告は、平成21年9月17日ころから、東京都を中心に、上段に「RC T A V E R N」、下段に「アールシータバーン」との文字を配してなる商標等（原告使用商標）を使用して、「RC T A V E R N / アールシータバーン」との名称の店舗（本件店舗）の宣伝、広告を行っていたこと、②原告は、同年10月1日、東京都千代田区丸の内に、原告使用商標を使用し、飲食物の提供を業とする本件店舗を開店したこと、③被告は、同月24日、本件商標の登録出願をし、平成22年3月26日にその登録を受けたが、現在に至るまで本件商標を指定役務である「飲食物の提供」やその他の業務に使用したことはないこと、④本件商標と原告使用商標は、類似すること、⑤原告使用商標は、原告が経営する飲食店「ローズ&クラウン」(R o s e & C r o w n)の頭文字である「RC」（アールシー）と、英語で居酒屋や酒場を意味する「T a v e r n」（タバーン）を組み合わせた造語で、特徴的なものである上、本件店舗の宣伝、広告及び開店と本件商標の登録出願日が近接していることからすれば、被告は、原告使用商標を認識した上で、原告使用商標と類似する本件商標を出願したものと考え得ること、⑥被告は、平成20年6月27日から平成21年12月10日までの短期間に、本件商標以外にも44件もの商標登録出願をし、その登録を受けているところ、現在に至るまでこれらの商標についても指定役務やその他の業務に使用したとわがわがわれない上、その指定役務は広い範囲に及び、一貫性もなく、このうち30件の商標については、被告とは無関係に類似の商標や商号を使用している店舗ないし会社が存在し、確認できているだけでも、そのうち10件については、被告の商標登録出願が類似する他者の商標ないし商号の使用に後れるものであることが認められる。

上記事情を総合すると、被告は、他者の使用する商標ないし商号について、多岐にわたる指定役務について商標登録出願をし、登録された商標を収集しているにすぎないという

べきであって、本件商標は、登録査定時において、被告が現に自己の業務に係る商品又は役務に使用をしている商標に当たらない上、被告に将来自己の業務に係る商品又は役務に使用する意思があったとも認め難い。

したがって、本件商標登録は、「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」に関して行われたものとは認められず、商標法3条1項柱書に違反するというべきである。